

最高裁民三第335号

(庶ろ-03)

平成29年7月3日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

なお、協議会終了後、2箇月以内に、その開催の日時等を別紙様式により、当局第三課倒産手続係宛てに文書管理システムを利用して報告してください。

おって、協議結果については、単位弁護士会にその結果の周知を働き掛けるなどして、協議員以外の者にも広くその結果が伝わるよう配慮してください。

(別紙)

管財人等協議会開催要領

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成29年9月から平成30年3月までの間の1日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者
各地方裁判所が定める人数
- 6 参列員 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所が定める人数

(別紙様式)

平成29年度管財人等協議会開催報告

開催場所 _____ (序名) 地方裁判所

1 日時	
開 催 日	平成 年 月 日
開始及び終了の時刻	時 分 から 時 分 まで
2 参加者数	
協 議 員 数 (オブザーバー等の出席者 を含む。) ※	人
参 列 員 数 ※	人
3 その他	

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)

最高裁民三第336号

(庶ろ-03)

平成29年7月3日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

管財人等協議会の開催について（通知）

標記の協議会の開催について、別紙のとおり地方裁判所長に通達しました。

(別紙)

最高裁民三第335号

(庶ろ-03)

平成29年7月3日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

なお、協議会終了後、2箇月以内に、その開催の日時等を別紙様式により、当局第三課倒産手続係宛てに文書管理システムを利用して報告してください。

おって、協議結果については、単位弁護士会にその結果の周知を働き掛けるなどして、協議員以外の者にも広くその結果が伝わるよう配慮してください。

(別紙)

管財人等協議会開催要領

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成29年9月から平成30年3月までの間の1日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者
各地方裁判所が定める人数
- 6 参列員 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所が定める人数

(別紙様式)

平成29年度管財人等協議会開催報告

開催場所	(府名)	地方裁判所
1 日時		
開 催 日	平成 年 月 日	
開始及び終了の時刻	時 分 から	時 分 まで
2 参加者数		
協 議 員 数 (オブザーバー等の出席者 を含む。) ※	人	
参 列 員 数 ※	人	
3 その他		

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)

(庶ろー03)

平成29年7月3日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、本日付け最高裁民三第335号により通達を発出したところです。

破産事件については、全体としておおむね順調な事件処理がされている状況にあります。より適正・迅速な事件処理に向けて、破産手続開始の申立てから開始決定までの期間の更なる短縮化を図るとともに、管財事件の適切な進行管理を図っていく必要があります。そのためには、裁判所、破産管財人及び申立代理人の三者が相互にそれぞれの担う役割について理解し、連携して破産手続を進めることが重要です。しかし、破産事件の新受件数の減少や弁護士人口の増加により申立代理人として経験を積む機会が減少していることもあって、申立代理人が事前に十分な調査や問題点の検討をしていなかったために、開始決定が遅延したり、破産管財人に対する破産手続開始決定後の引継ぎに支障を来したりする例が散見されると伺っております。そこで、申立代理人による適切な申立て及びその準備を確保するために、弁護士会と連携し、どのような方策が考えられるかを協議することが重要であると思われます。

また、管財事件について、適正・迅速な処理を実現するためには、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要があるところ、若手破産管財人候補者の育成については、これまで各種の協議会等においても議論され、一部の府においては、管財人代理の制度を利用して、若手弁護士を管財人代理とし

て選任したり、ベテラン弁護士をアドバイザーとして管財人代理に選任したりするなどの方策が行われていると承知しております。また、弁護士会における研修制度が充実し、一定の成果が見られるとの指摘もあるところです。しかしながら、大型事件、複雑・困難事件が減少していることから、これらの事件に対応するためのノウハウについて事件処理の経験を通じた継承が困難となっており、中堅破産管財人候補者の育成については、なお課題があるものと思われます。中堅破産管財人候補者の育成についても、弁護士会の協力の下、研修を充実させていくなど、各庁の実情に応じた更なる方策を検討することが有益であると思われます。

さらに、平成25年3月にいわゆる金融円滑化法の適用が終了しましたが、政府の要請に基づく金融機関の柔軟な対応等により倒産事件の新受件数は落ち着いた状態にあります。一方、近年の中小企業再生支援協議会の利用件数は著しく増加していますが、そのうちの相当の割合が、本格的な再生計画策定までの準備段階として、原則3年以内の経営改善目標計画を策定し、その間は抜本的な収益回復施策がなくともリスクフェーズを認めるいわゆる暫定リスクで占められていると指摘されています。現在、暫定リスクの運用開始から4年以上が経過し、暫定リスクからの出口戦略を検討しなければならない岐路に立たされている債務者が増えているとも指摘されており、こうした債務者が、今後、民事再生手続を選択し、通常再生事件の新受件数が急な増加に転じる可能性があります。しかし、近年、通常再生事件の新受件数の減少を受けて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、実際に監督委員の職務を経験したことのない監督委員候補者も増えているものと思われます。そこで、通常再生事件における裁判所と監督委員との連携や監督委員の役割について協議していただくとともに、各庁の管轄区域内における中小企業再生支援協議会の利用状況等を含めた私的整理手続の実情について情報を共有し、中小企業再生支援協議会等の私的整理手続を行っていた債務者が再生手続開始の申立てをした際の裁判所及び監督委員の留意点の有無やその内容について、あらかじめ意見交換を行っておくことが有益と考えられます。

以上のような観点を踏まえ、本年度の管財人等協議会においては、別紙の協議事項や、各庁において取り組むべき課題及び対応策について意見交換を行うようにしてください。

敬 具

(別紙)

主な協議事項

- 1 申立代理人による適切な破産手続開始の申立てを確保するための方策について
- 2 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について
- 3 倒産事件を取り巻く社会的経済的状況の変化等について

(庶ろ-03)

平成29年7月3日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、別紙のとおり地方裁判所長に書簡を発出しました。

敬 具

(別紙)

(庶ろ-03)

平成29年7月3日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、本日付け最高裁民三第335号により通達を発出したところです。

破産事件については、全体としておおむね順調な事件処理がされている状況にありますが、より適正・迅速な事件処理に向けて、破産手続開始の申立てから開始決定までの期間の更なる短縮化を図るとともに、管財事件の適切な進行管理を図っていく必要があります。そのためには、裁判所、破産管財人及び申立代理人の三者が相互にそれぞれの担う役割について理解し、連携して破産手続を進めることが重要です。しかし、破産事件の新受件数の減少や弁護士人口の増加により申立代理人として経験を積む機会が減少していることもあって、申立代理人が事前に十分な調査や問題点の検討をしていなかったために、開始決定が遅延したり、破産管財人に対する破産手続開始決定後の引継ぎに支障を来したりする例が散見されると伺っております。そこで、申立代理人による適切な申立て及びその準備を確保するために、弁護士会と連携し、どのような方策が考えられるかを協議することが重要であると思われます。

また、管財事件について、適正・迅速な処理を実現するためには、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要があるところ、若手破産管財人候補者の育成については、これまで各種の協議会等においても議論され、

一部の庁においては、管財人代理の制度を利用して、若手弁護士を管財人代理として選任したり、ベテラン弁護士をアドバイザーとして管財人代理に選任したりするなどの方策が行われていると承知しております。また、弁護士会における研修制度が充実し、一定の成果が見られるとの指摘もあるところです。しかしながら、大型事件、複雑・困難事件が減少していることから、これらの事件に対応するためのノウハウについて事件処理の経験を通じた継承が困難となっており、中堅破産管財人候補者の育成については、なお課題があるものと思われます。中堅破産管財人候補者の育成についても、弁護士会の協力の下、研修を充実させていくなど、各庁の実情に応じた更なる方策を検討することが有益であると思われます。

さらに、平成25年3月にいわゆる金融円滑化法の適用が終了しましたが、政府の要請に基づく金融機関の柔軟な対応等により倒産事件の新受件数は落ち着いた状態にあります。一方、近年の中小企業再生支援協議会の利用件数は著しく増加していますが、そのうちの相当の割合が、本格的な再生計画策定までの準備段階として、原則3年以内の経営改善目標計画を策定し、その間は抜本的な収益回復施策がなくともリスクジュールを認めるいわゆる暫定リスクで占められていると指摘されています。現在、暫定リスクの運用開始から4年以上が経過し、暫定リスクからの出口戦略を検討しなければならない岐路に立たされている債務者が増えているとも指摘されており、こうした債務者が、今後、民事再生手続を選択し、通常再生事件の新受件数が急な増加に転じる可能性があります。しかし、近年、通常再生事件の新受件数の減少を受けて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、実際に監督委員の職務を経験したことのない監督委員候補者も増えているものと思われます。そこで、通常再生事件における裁判所と監督委員との連携や監督委員の役割について協議していただくとともに、各庁の管轄区域内における中小企業再生支援協議会の利用状況等を含めた私的整理手続の実情について情報を共有し、中小企業再生支援協議会等の私的整理手続を行っていた債務者が再生手続開始の申立てをした際の裁判所及び監督委員の留意点の有無やその内容について、あらかじ

め意見交換を行っておくことが有益と考えられます。

以上のような観点を踏まえ、本年度の管財人等協議会においては、別紙の協議事項や、各庁において取り組むべき課題及び対応策について意見交換を行うようにしてください。

敬 具

(別紙)

主な協議事項

- 1 申立代理人による適切な破産手続開始の申立てを確保するための方策について
- 2 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について
- 3 倒産事件を取り巻く社会的経済的状況の変化等について

(庶ろ-15-B)

平成29年7月3日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成田晋司

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第335号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、本協議会において各庁が協議した協議問題及び協議結果等について、今後の執務の参考とさせていただくため、下記のとおり、当課倒産手続係マーリングリスト([REDACTED])宛てに、各地方裁判所からメールを送信する方法により、御報告をお願いします。

記

1 協議問題の取扱いについて

本協議会における協議問題については、各庁から御報告をいただいた上で、当局においてこれを取りまとめ、J・NETポータル上の「民事情報データベース」に掲載することとします。

については、各庁においては、別紙のとおり、協議問題及び出題趣旨ないし問題意識等を記載した文書を、本協議会終了後2箇月以内に報告してください。

2 弁護士会宛て周知用文書の送付について

上記局長通達により、管財人等協議会の協議結果について、単位弁護士会への周知をお願いしているところですが、今後の検討のため、単位弁護士会に対して協議結果を周知されましたら、その周知文書を含めて報告してください。

(別紙)

協議問題の記載例（※は記載事項がない場合は、記載不要です。）

●●地方裁判所

【協議問題】

1 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

· · · · · · · · · · ·

※添付ファイル1

· · · · · · · · · · ·

(庶ろ-15-B)

平成29年7月3日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成田晋司

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

標記の協議問題等の報告について、別紙のとおり地方裁判所事務局長に連絡しました。

(別 紙)

(庶ろ-15-B)

平成29年7月3日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成 田 晋 司

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第335号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、本協議会において各庁が協議した協議問題及び協議結果等について、今後の執務の参考とさせていただくため、下記のとおり、当課倒産手続係マーリングリスト([REDACTED])宛てに、各地方裁判所からメールを送信する方法により、御報告をお願いします。

記

1 協議問題の取扱いについて

本協議会における協議問題については、各庁から御報告をいただいた上で、当局においてこれを取りまとめ、J・NETポータル上の「民事情報データベース」に掲載することとします。

については、各庁においては、別紙のとおり、協議問題及び出題趣旨ないし問題意識等を記載した文書を、本協議会終了後2箇月以内に報告してください。

2 弁護士会宛て周知用文書の送付について

上記局長通達により、管財人等協議会の協議結果について、単位弁護士会への周知をお願いしているところですが、今後の検討のため、単位弁護士会に対して協議結果を周知されましたら、その周知文書を含めて報告してください。

(別紙)

協議問題の記載例（※は記載事項がない場合は、記載不要です。）

●●地方裁判所

【協議問題】

1 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

· · · · · · · · · · ·

※添付ファイル 1

· · · · · · · · · · ·

平成29年7月3日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 小山享子

管財人等協議会開催における留意事項について（事務連絡）

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、同協議会の開催に当たって、各庁で外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合においては、下記の点に御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合の事前連絡について

協議会において、協議のほかに外部講師による講演を予定する場合、あるいは、協議のコメントーターとして外部の専門家を依頼する場合には、講師謝金について予算措置を講じることを検討する必要がありますので、以下の(1)から(3)の事項を8月21日（月）までに当課倒産手続係宛てに御連絡ください。

なお、外部講師として弁護士に謝金を支払う場合には、講演の内容が、管財人候補者だけを対象としたものではなく、裁判官や書記官にとっても執務上有益なものとなるよう配慮してください。この場合には、以下の(4)の事項も併せてお知らせください。

また、外部講師等として複数名に依頼される場合は、必要性や相当性について別途御説明いただく必要がありますので、講師予定者に依頼する前にあらかじめお知らせください。

おつて、御連絡をいただいてから講師謝金の予算示達までには2箇月程度要しますので、協議会開催日の決定に当たってはこの点を考慮してください。同日ま

での御連絡が困難な場合には、まずは外部講師による講演等の予定の有無や予定人数をお知らせいただき、本事務連絡に基づき御連絡をいただく事項については、追ってお知らせいただくことでも差し支えありません。

- (1) 本協議会の開催予定日並びに講演等の内容及び時間
- (2) 外部講師または外部の専門家の氏名、資格及び経歴
- (3) 協議や講演の形式（例としては、以下のアからウが考えられますが、これ以外の形式であっても差し支えありません。）
 - ア 外部講師の基調講演をし、それを基に協議をする。
 - イ 外部の専門家をコメンテーターとして協議をする。
 - ウ 外部講師の講演のほかに協議をする。
- (4) 講演の演目や目的（ただし、外部講師が弁護士である場合に限る。）

2 上記 1 の連絡先

当課倒産手続係マーリングリスト ([REDACTED]) 宛てに地方裁判所からメールを送信する方法により御連絡をお願いします。

平成29年7月3日

高等裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 小山享子

平素よりお世話になっております。

さて、管財人等協議会の開催に関し、別紙のとおり地方裁判所事務局総務課長に事務連絡を発出いたしましたので、お知らせします。

(別紙)

平成29年7月3日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 小山享子

管財人等協議会開催における留意事項について（事務連絡）

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、同協議会の開催に当たって、各庁で外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合においては、下記の点に御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合の事前連絡について

協議会において、協議のほかに外部講師による講演を予定する場合、あるいは、協議のコメントーターとして外部の専門家を依頼する場合には、講師謝金について予算措置を講じることを検討する必要がありますので、以下の(1)から(3)の事項を8月21日（月）までに当課倒産手続係宛てに御連絡ください。

なお、外部講師として弁護士に謝金を支払う場合には、講演の内容が、管財人候補者だけを対象としたものではなく、裁判官や書記官にとっても執務上有益なものとなるよう配慮してください。この場合には、以下の(4)の事項も併せてお知らせください。

また、外部講師等として複数名に依頼される場合は、必要性や相当性について別途御説明いただく必要がありますので、講師予定者に依頼する前にあらかじめお知らせください。

おって、御連絡をいただいてから講師謝金の予算示達までには2箇月程度要し

ますので、協議会開催日の決定に当たってはこの点を考慮してください。同日までの御連絡が困難な場合には、まずは外部講師による講演等の予定の有無や予定人数をお知らせいただき、本事務連絡に基づき御連絡をいただく事項については、追ってお知らせいただくことでも差し支えありません。

- (1) 本協議会の開催予定日並びに講演等の内容及び時間
- (2) 外部講師または外部の専門家の氏名、資格及び経歴
- (3) 協議や講演の形式（例としては、以下のアからウが考えられますが、これ以外の形式であっても差し支えありません。）
 - ア 外部講師の基調講演をし、それを基に協議をする。
 - イ 外部の専門家をコメンテーターとして協議をする。
 - ウ 外部講師の講演のほかに協議をする。
- (4) 講演の演目や目的（ただし、外部講師が弁護士である場合に限る。）

2 上記1の連絡先

当課倒産手続係マーリングリスト（[REDACTED]）宛てに地方裁判所からメールを送信する方法により御連絡をお願いします。